

近世都市高砂の成立(2) ―本多忠政の町割り―

江戸時代に繁栄した二九カ町からなる高砂の町並みは元和三年(一六一七)に姫路藩主となった本多忠政によって作られたものでした。いわゆる元和の一国一城令に従って高砂城が破却されたあと、その跡地には築城以前に其処にあった高砂神社が戻され、その周辺の城地は新たに町割り

こと、②屋敷地を与えられても家を建てない場合は没収して別の者に与えること、③屋敷の分譲にあたっては高砂年寄であっても依怙(えい)最(ひいき)があれば直訴することが定められています。ここで注目したいのは②の内容で、領主は都市建設にあたって町人が家を建て商工業を活発に行うことを期待していたことが判ります。このような法令は同時期の他の都市でもみられます。その場合たいていは無償で屋敷地が分譲されており、地代収取よりも経済機能の充実に目的がありました。高砂では有償



▲「高砂屋敷割定目之事」  
(『加藤家文書』)

であったのか、また毎年の地子銀(しぎん)が徴収されたのか現在のところ不明ですが、すくなくとも本多忠政による高砂城の破却と町割整備によって、高砂が軍事都市から平和的な経済都市に生まれ変わったと言えるでしょう。

これには①高砂の町人を優先し、他所の者へはそのあとにすること、同じ屋敷地で競合した場合はくじ引きにする

(高砂市史編さん専門委員長

今井 修平)